

提 供 日 2025/9/11

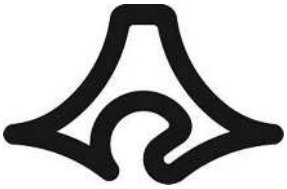
タイトル 令和7年台風第15号による被害に係る

普通交付税(11月定例交付分)の繰上げ交付の決定

担 当 総務部 市町行財政課

連 絡 先 交付税班

TEL 054-221-2098



(要旨)

令和7年台風第15号により被害を受けた市町に対し、総務省は、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、11月に定例交付すべき普通交付税の一部の繰上げ交付を決定した。

(概要)

1 対象市町名・繰上げ交付額

(単位：百万円)

対象市町名	繰上げ交付額
静岡市	2,865
焼津市	345
掛川市	291
牧之原市	170
吉田町	76
合計	3,747

※繰上げ交付については、災害救助法の適用が決定した10市町のうち、5市町が希望。

2 日程

令和7年9月11日(木) 交付決定

令和7年9月12日(金) 現金交付

<参考>

- 普通交付税の定例の交付時期は、4月、6月、9月及び11月の年4回(地方交付税法第16条第1項)
- 普通交付税の繰上げ交付は、大規模災害により被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰上げて交付するもの
- 繰上げ交付額は、11月定例交付予定額の30%